

平成 23 年 4 月 28 日

## いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響評価の 依頼の今後の進め方について

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

### 1. 食品健康影響評価の依頼の状況

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）にかかるポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に暫定的に基準値を設定した 758 物質については、年度ごとに計画を立てて資料の収集ができたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼している。

758 物質のうち、これまでに 376 物質について評価を依頼した。（別紙 1 参照）

### 2. 今後の進め方

- 残る 382 物質について、関係者の協力を得て、評価に必要な資料の収集を進め、今後 2 年を目途に評価依頼を終了することとしたい。
- 382 物質のうち、国内登録がなく、なおかつ国際基準も主要国での基準値設定もないもの等については、基準の削除を含めて取扱いを検討する（76 物質予定）。
- 平成 23 年度は、評価に必要な資料の収集状況を勘案して、211 物質について評価依頼を行うこととする。（内訳については別紙 2 参照）

## ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況

平成18年5月29日時点

暫定基準  
758

本基準  
41

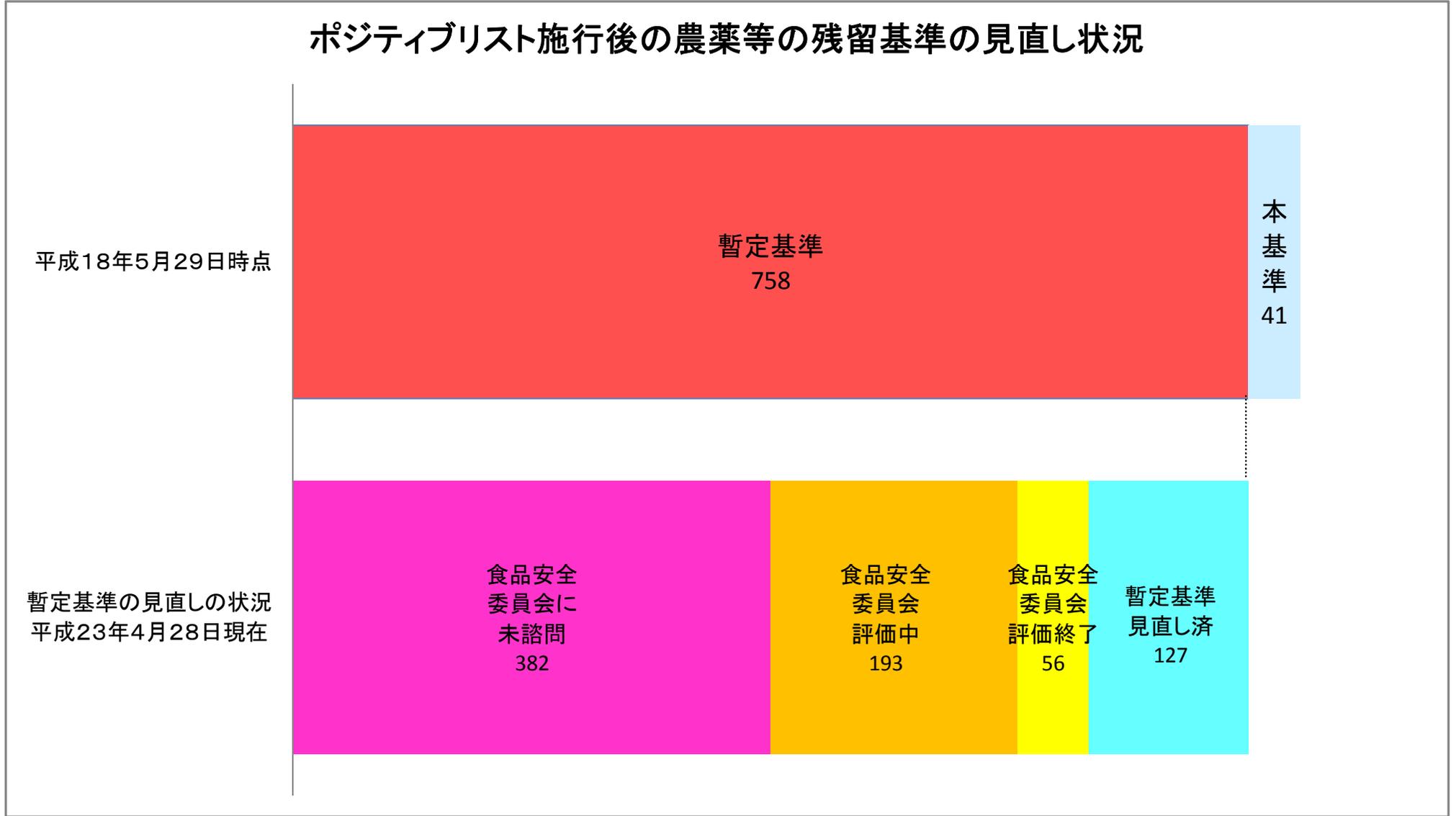
暫定基準の見直しの状況  
平成23年4月28日現在

食品安全  
委員会に  
未諮問  
382

食品安全  
委員会  
評価中  
193

食品安全  
委員会  
評価終了  
56

暫定基準  
見直し済  
127



別紙 2

平成 2 3 年度評価依頼品目の内訳

	項 目	品目数
1	農林水産省より資料提供が見込まれる品目	7 8
2	基準参照国より資料の入手が見込まれる品目	9 0
3	JECFAにおいて評価されている品目	8
4	その他	3 5
	計	2 1 1